

尾張旭市自動販売機設置事業者募集

入札案内書

令和8年3月5日入札実施
(令和8年4月1日以降設置分)



尾張旭市 総務部 総務課

目 次

◇ 入札のあらまし	1・2
◇ 入札説明書	3～10
第1 貸付物件	3
第2 参加者の資格	4・5
第3 自動販売機の設置条件	6
第4 入札参加申込・受付	7
第5 質問受付・回答	8
第6 入札日時等	8
第7 入札金額	9
第8 入札書	9
第9 開札	10
第10 落札者の決定	10
第11 契約の締結	10
第12 貸付料の納付	10
◇ 共通仕様書（飲料、食品等）	11～13
◇ 特記仕様書	14・15
◇ 契約書（案）	16～21
◇ 入札に関する様式	22～34
＊ 入札参加申込書（申込書・記載例）	23・24
＊ 証約書（証約書・記載例）	25・26
＊ 入札書（入札書・記載例）	27・28
＊ 委任状（委任状・記載例）	29・30
＊ 役員名簿（名簿・記載例）	31・32
＊ 質問書	33
＊ 回答書	34
◇ 市役所案内図・交通案内図	35

入札のあらまし

尾張旭市（以下「本市」という。）では、施設利用者等の利便に資するため、飲料の自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）を募集します。

入札に参加を希望される方は、この入札案内書をよくお読みになり現地を必ず確認されたうえで、ご参加ください。

「入札のあらまし」は次のとおりです。

入札案内書の配布（この案内書）

令和8年2月17日（火）から令和8年3月4日（水）まで、本市ホームページからダウンロードできます。（アドレス <https://www.city.owariasahi.lg.jp/>）



入札参加申込書の提出（詳しくは7ページ）※持参又は郵送

令和8年2月17日（火）から令和8年2月24日（火）まで（土・日・祝日を除く）
入札に参加される方は、入札参加申込書及び必要書類を提出してください。
期間内に申込書等を提出されないと、入札に参加できません。



質問受付期間及び回答日（詳しくは8ページ）※電子メール

令和8年2月17日（火）から令和8年2月20日（金）まで
上記期間中に提出された質問と回答を令和8年2月25日（水）に市ホームページに掲載します。



入札の実施（詳しくは8ページ）※持参又は郵送

令和8年2月25日（水）から令和8年3月4日（水）まで（土・日を除く）
入札書（入札を委任する場合は委任状も）に必要事項を記入・押印して持参又は郵送ください。



（次ページへ）

▼ **落札候補者の決定**

令和8年3月5日(木) 午前10時(9時30分開場)
(場所:尾張旭市役所 南庁舎2階 201会議室)

開札会場において、入札者の面前で開札を行います。開札の結果、入札者のうち最低貸付価格(月額)以上で最高価格(月額)の入札をした方を落札候補者とし、会場内で次順位者と合わせて発表します。

なお、入札会場への出席は、必須ではありません。

▼ **落札結果の通知**

入札参加資格を確認後、落札者確定通知書を郵送します。

▼ **契約の締結(詳しくは10ページ)**

契約締結期限は、令和8年4月1日(水)です。

契約期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とし、契約の更新はありません。

貸付期間終了後は、再度入札を行い、契約の相手方を決定する予定です。

▼ **自動販売機の設置**

新規設置の物件等で本市が特に認めた場合を除き、設置工事は、契約期間内に行ってください。令和8年4月1日から営業開始できなかった場合でも、本市は貸付料の返還やその他補償には一切応じられません。契約期間満了後は、本市が特に認めた場合を除き、原状復帰のうえご返却ください。

▼ **貸付料の納付**

貸付料を契約書に定められた期限までに、本市が発行する納入通知書により納付してください。

入札説明書

入札に参加を希望される方は、この入札案内書をよくお読みになり、入札される市有財産の現状・現形を承知されたうえで、入札にご参加ください。

入札参加のために提出された書類等に記載された情報は、入札事務のみに使用します。

第1 貸付物件

番号	施設名称	設置場所	種類	台数	貸付面積	最低貸付価格(月額)
1	尾張旭市役所	東玄関 バスロータリー (駅寄り)	飲料、食品等	1	2 m ²	6,000円
2	尾張旭市役所	東玄関 バスロータリー (庁舎寄り)	飲料、食品等	1	2 m ²	6,000円

- 1 貸付物件は、**特記仕様書**（14～15ページ）のとおりです。
- 2 入札は貸付物件ごとに行います。複数物件に入札することもできます。
- 3 貸付面積には、回収ボックスの設置スペース・放熱余地を含みます。また、自動販売機の機種によっては、商品の補充や維持管理のための扉の開閉等に支障がある場合もあるので、それらの支障がないか申し込み前に設置場所の確認をしてください。
- 4 機種は、消費電力15アンペア程度以下のものとしてください。
- 5 現地説明会は行いません。入札参加希望の方は、ご自分で現地確認を行ってください。
- 6 現在は、全ての貸付物件において、令和8年3月31日までの市有財産有償貸付契約に基づく自動販売機が設置されています。
- 7 販売品目は、清涼飲料水に限らず、アイスクリーム、冷凍食品などの食品販売も可とします。
- 8 販売品目は、飲料のみ、食品のみの取扱いも可とします。
- 9 貸付物件番号1、2の最低貸付価格については、電気料(月額)を含みます。

第2 参加者の資格

1 入札に参加できるのは、次の全てに該当する個人又は法人の方

- (1) 個人の場合は本市に住所を有し、法人の場合は愛知県内に本店又は支店・営業所を有していること。
- (2) この案内書配布の日から過去3年以内に、自らが管理及び運営する自動販売機（清涼飲料水等）を設置した実績を有していること。

2 次に該当する方は、入札に参加することができません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する方
- (2) 会社更生法等の適用となる著しい経営不振の状態にある方
- (3) 公租公課について滞納のある方
- (4) 落札決定までの間に、尾張旭市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成23年9月27日付け尾張旭市長・尾張旭市教育委員会教育長・愛知県守山警察署長締結）に規定する排除措置対象法人等に該当する方

なお、落札候補者（法人の場合は、法人の役員等全員を含む。）について、愛知県守山警察署へ氏名・生年月日・性別・住所・役職名等の情報を提供し、排除措置対象法人等に該当するか否かを照会します。

- (5) 尾張旭市自動販売機設置事業者募集に入札参加し、落札決定後、正当な理由なく契約を締結しなかった方

[地方自治法施行令第167条の4及び尾張旭市が行う契約等からの暴力団排除に関する合意書]は、次ページを参照してください。

地方自治法施行令（抄）

（一般競争入札の参加の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることはできない。

- 2 普通地方公共団体は、次の各号の一に該当すると認められる者をその事実があった後2年間一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 - (7) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できることとされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

尾張旭市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（抄）

（平成23年9月27日付け尾張旭市長・尾張旭市教育委員会教育長・愛知県守山警察署長締結）

2 排除措置の対象となる法人等

この合意書に基づく排除措置の対象となる法人等（以下「排除措置対象法人等」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 役員等に、暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がいる法人等
- (2) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している法人等
- (3) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等
- (4) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等
- (5) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
- (6) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている法人等

第3 自動販売機の設置条件

1 設置事業者の施設使用形態

自動販売機の設置は、市有財産の一部を貸付ける方法により行います。

2 貸付期間

(1) 令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とし、貸付契約の更新は認めないものとします。

(2) 貸付期間終了後は、再度入札を行い、契約の相手方を決定する予定です。

3 貸付料

貸付料は、入札により決定した金額とし、各年度、納入通知書により一括納付していただきます。

4 必要経費等の負担

(1) 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等の費用は全て設置事業者の負担とします。

(2) 電気工事が必要となる場合の工事の実施及び費用負担は、設置事業者の負担とします。

(3) 貸付物件番号1、2について、光熱水費（電気料等）は設置事業者の負担とします。
そのため、入札価格には当該電気量相当額を含めて下さい。

また、設置事業者において計量機器（子メーター）を設置し、それによる電気使用量を本市が指定する期限までに報告して下さい。

5 設置機器の仕様

自動販売機設置の際には、共通仕様書（飲料・食品）（11～13ページ）に記載された仕様を遵守してください。特記仕様書（14～15ページ）にも記載しておりますのでそちらも満たすようにして下さい。

なお、ご不明な点があれば、総務部総務課行政係までお問い合わせください。

6 利用上の制限

貸付期間中は、次の事項を遵守してください。

(1) 入札条件を遵守し、貸付料を期限までに確実に納付すること。

(2) 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。

(3) その他「市有財産有償貸付契約書（案）」（16～21ページ）、共通仕様書（飲料・食品等）（11～13ページ）及び特記仕様書（14～15ページ）記載の事項を遵守すること。

7 原状回復

設置事業者は、契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復してください。なお、原状回復に際し、設置事業者は、投じた有益費や必要費などがあっても一切本市に請求することができません。

第4 入札参加申込・受付

入札に参加を希望される方は、事前に次の必要書類等を提出してください。

受付期間	令和8年2月17日(火)～令和8年2月24日(火)(土・日・祝日を除く) 午前9時から午後5時まで ※郵送の場合は、令和8年2月24日(火)午後5時必着までとします。
提出先	尾張旭市役所 総務部総務課行政係 北庁舎2階 ※郵送の場合は、封筒(表)に「入札参加申込書在中」と朱書きしてください。 〒488-8666 尾張旭市東大道町原田2600番地1 尾張旭市役所 総務部総務課行政係 あて
必要書類等	(1) 入札参加申込書 (2) 誓約書 <u>※連名の場合は、連名者全員のもの</u> (3) <法人のみ> 役員名簿 (4) <個人法人いずれも> 過去3年以内に、自らが管理・運営する自動販売機(清涼飲料水等)を設置した実績のわかるもの(官公庁に設置した場合は行政財産使用許可書等のコピー、民間施設の場合は契約書等のコピー) <u>※連名の場合は、連名者全員の実績が必要です。</u> (5) 添付書類 <個人の場合> 住民票の写し又は外国人登録原票記載事項証明書及び国税及び市民税の未納がないことの証明書 1通 <法人の場合> 履歴事項全部証明書及び国税及び市町村民税の未納がないことの証明書 1通 ア 国税について(直近1年分) (ア) 法人…「法人税」と「消費税及び地方消費税」の納税証明書 (その3の3) (イ) 個人…「所得税」と「消費税及び地方消費税」の納税証明書 (その3の2) イ 市町村民税について(直近1年分) (ア) 法人…「法人市町村民税」の未納の税額がないことの証明書 (イ) 個人…「市民税」の未納の税額がないことの証明書 ※どちらも発行後3月以内のもので、連名の場合は連名者全員のもの
注意事項	(1) 書類の提出方法は、 <u>持参又は郵送</u> に限ります。 (2) 期限までに到達しない申込、必要書類等の添付されていない申込は無効となりますので、お早めにご提出ください。なお、本市から内容の確認を行う場合があります。 (3) 提出された書類は一切お返ししませんので、ご了承願います。

第5 質問受付・回答

受付期間	令和8年2月17日(火)～令和8年2月20日(金) ※令和8年2月20日(金)午後5時必着までとします。
提出方法	質問書を作成の上、電子メールで提出してください。 〔電子メールアドレス〕 soumu@city.owariasahi.lg.jp
質問書等	質問書 <u>入札案内書の33ページに様式があります。</u> 本市ホームページからもダウンロードできます。
回答日	令和8年2月25日(水) 令和8年2月25日(水)午後5時までに、すべての質問と回答を本市ホームページに掲載します。
注意事項	(1) 受付期間以降に提出された質問には回答しません。 (2) 質問の提出方法は、 <u>電子メール</u> に限ります。

第6 入札日時等

受付期間	令和8年2月25日(水)～令和8年3月4日(水)(土・日を除く) 午前9時から午後5時まで ※郵送の場合は、令和8年3月4日(水)午後5時必着までとします。
提出先	尾張旭市役所 総務部総務課行政係 北庁舎2階 ※郵送の場合は、封筒(表)に「入札書在中」と朱書きしてください。 〒488-8666 尾張旭市東大道町原田2600番地1 尾張旭市役所 総務部総務課行政係 あて
開札会場	尾張旭市役所 南庁舎2階 201会議室
開札日時	令和8年3月5日(木)午前10時から (受付開始時間:午前9時30分から)
入札書等	入札書 <u>入札案内書の27ページに様式が、28ページに記載例があります。</u> 本市ホームページからもダウンロードできます。
注意事項	(1) 受付期間に遅れた場合は、入札に参加することができません。 (2) 談合情報が寄せられた場合は、入札を中止することがあります。

第7 入札金額

入札金額は、月額の金額（税抜）を記入してください。最低貸付価格（月額）以上で最も高い価格で入札された方が落札候補者となります。

第8 入札書

- 1 入札は、所定の入札書を使用します。入札案内書の27ページに様式が、28ページに記載例があります。本市ホームページからもダウンロードできます。
- 2 入札は、入札書を封筒に入れ封印し、「尾張旭市自動販売機設置 入札書在中」及び入札者の住所及び氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）を封筒に表記してください。
- 3 入札書には、黒インクのボールペン又は万年筆を使用して明確かつ明瞭に記入し、鮮明に押印してください。鉛筆、シャープペンシルは使用できません。
- 4 脱字又は誤字を加除訂正した場合にはその箇所又は付近に押印してください。
なお、額の訂正はできませんのでご注意ください。
- 5 入札金額はアラビア数字（算用数字）を使用し、円未満の端数は記入しないでください。
- 6 入札者は、その投入した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- 7 代理人は、1物件につき複数の入札を代理することはできません。
- 8 前各項に違反する入札及び次のいづれかに該当する入札は、無効とします。
 - (1) 入札参加資格のない方のした入札
 - (2) 最低貸付価格（月額）に達しない金額を記載した入札
 - (3) 金額を改ざんし、又は訂正した入札
 - (4) 記入事項を判読できない入札
 - (5) 入札事項の一部又は全部が記入されていない入札
 - (6) 一定の金額をもって価格を表示しない入札
 - (7) 記名押印のない入札
 - (8) 同一物件につき同一の名をもつてした2通以上の入札（代理人によるものも含む。）
 - (9) その他入札の条件に違反した入札

第9 開札

- 1 開札は、会場において行います。入札者又は代理人が開札に立ち会わないときは、この入札事務に関係のない職員が立ち会います。
- 2 開札の結果、入札者のうち最低貸付価格（月額）以上で最高価格（月額）の入札をした方を落札候補者とし、入札会場内で次順位者と合わせて発表します。
- 3 最高価格（月額）の入札者が複数あるときは、ただちにくじを引いていただき、落札候補者を決定します。ただし、入札者又は代理人がくじを引かないときは、この入札事務を担当しない職員が代行します。
くじにより落札候補者を決定したときは、落札候補者の入札書にその旨を記入し、くじを引いた方全員にその旨を確認していただきます。

第10 落札者の決定

入札結果については、落札候補者の入札参加資格を確認後、入札者数、落札者名、落札金額（月額）を本市ホームページで公表します。

なお、落札候補者の方に入札参加資格がなかった場合は、次順位者の方が落札候補者となります。その場合、本市からその旨を連絡します。

第11 契約の締結

- 1 落札者には、落札者確定通知書等の契約関係書類を郵送します。
- 2 契約書は、16～21ページ（市有財産有償貸付契約書（案））のとおりです。
- 3 契約金額は、落札金額（月額）に60を乗じた金額（落札金額×5年）に消費税相当額を加えた額となります。
- 4 契約締結期限は、令和8年4月1日（水）です。それまでに貸付契約を締結しないときは落札者の資格が取り消される場合があります。この場合、今後実施される自動販売機設置に係る入札に参加できない場合があります。
- 5 契約保証金は、免除とします。
- 6 契約書に貼付する収入印紙は、落札者の負担とします。
- 7 貸付契約は、入札参加申込人の名義で行います。

第12 貸付料の納付

貸付料は契約書に定める期限までに、本市の発行する納入通知書により納付してください。

共通仕様書（飲料、食品等）

尾張旭市を甲とし、市有財産借受人（自動販売機設置事業者）を乙とする。なお、この共通仕様書（飲料・食品）のほか、あわせて特記仕様書にも従うものとする。

1 自動販売機の機種、設置及び撤去の条件

- (1) 自動販売機本体の大きさは、特記仕様書に定める貸付面積内に設置できるものとする。
- (2) 機種は、ヒートポンプ型省電力タイプやノンフロン対応など環境に十分配慮した環境対応型の機種とすること。
- (3) 自動販売機及び付帯電気設備の設置及び契約満了時の撤去に係る費用については、乙の負担とする。
- (4) 自動販売機の設置にあたっては、地震対策を施すこと。その際、できる限り既存施設の躯体に負担がかかるない方法で設置すること。また、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。
- (5) キャッシュレス決済として、スマートフォン決済や電子マネー、交通系ICカードに対応していること。なお、使用できる電子マネーの種類については、甲と協議のうえ決定すること。
- (6) 令和8年3月31日までの市有財産有償貸付契約に基づく自動販売機が設置してあるため、設置に関して、甲及び既設の事業者と調整を図ること。
- (7) 自動販売機に併設して、販売する商品の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置すること。なお、回収ボックスから回収物が溢れている状態や、台風や強風等で回収ボックスや回収物が飛ばされている状態がないよう対応すること。
- (8) 自動販売機の故障、問合せ及び苦情の際の乙の連絡先を自動販売機に明記すること。
- (9) 乙は、自動販売機を撤去したときは、乙の責任と負担のもとに原状復旧を行い、甲の確認を受けること。

2 販売品目等の条件

- (1) 販売価格は、標準販売価格以下とすること。
- (2) 販売品目については、特記仕様書に指定がある場合は、その指定に従うこと。指定が無い場合は、缶、瓶、ペットボトル、紙パックなど、密閉式の容器とすること。
- (3) 販売品目については、清涼飲料水に限らず、アイスクリーム、冷凍食品などの食品販売も可とする。ただし、煙草、酒類及びその他類似品は販売しないこと。また営業許可等が必要な場合は、設置者において実施すること。
- (4) 販売品目の安全性確保のため、「食品、添加物等の規格基準」（昭和34年厚生省告示第370号）、「自動販売機の食品衛生に関する自主的取り扱い要領及び規格基準」（日本自動販売協会、一般社団法人日本自動販売システム機械工業会）等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を期すこと。
- (5) 商品の具体的な構成については、甲との協議によること。

3 維持管理責任

- (1) 甲は、当該自動販売機及び付帯設備等にかかる維持管理は一切行わず、乙の責任により維持管理するものとする。
- (2) 乙は、商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理を適切に行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- (3) 乙は、回収ボックスの使用済み容器を適切に回収・リサイクルし、周辺の清掃を行うこと。販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、甲の指示に従うこと。
- (4) 乙は、自動販売機の維持管理運営にあたり、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞無く手続き等を行うこと。
- (5) 乙は、自動販売機設置後、定期的に安全面に問題がないか確認すること。
- (6) 自動販売機の故障、問合せ並びに苦情については、自動販売機に故障時等の連絡先を明記し、乙の責任において対応すること。
- (7) 自動販売機の設置によって、第三者に生じた事故が、甲の責に帰さない事由による場合は、乙が補償すること。
- (8) 乙は、機種の交換を行う場合は、予め甲に申し出たうえで、甲の承諾を受けなければならない。
- (9) 甲は、甲の責によることが明らかな場合を除き、当該自動販売機に係る、盜難事故や破損事故等に関しては、その一切の責任を負わないこととする。また、乙は自動販売機が毀損、汚損又は紛失したときは、速やかに復旧することとし、復旧にかかる経費は乙が負担すること。

4 報告書の提出

- (1) 乙は甲に、自動販売機の売上状況及び電気使用量を、次のとおり報告すること。

ア 内容

売上状況

月	本数 (本)	売上金額 (円)
月～ 月分		

電気使用量 (貸付物件番号 1、2 のみ)

月	使用量 (kwh)
月～ 月分	

イ 報告期限

4月～6月分	7月末までに
7月～9月分	10月末までに
10月～12月分	1月末までに
1月～3月分	4月末までに

- (2) 乙は甲に、事故等により緊急の事態が発生したときは、その内容及び対策等を速やかに報告すること。

5 その他

乙は甲に、自動販売機設置前に、設置しようとする機器（回収ボックスを含む。）のカタログ及び配置図を提出すること。

この仕様書、特記仕様書及び市有財産有償貸付契約書に定める事柄のほかに協議すべき事項が生じた場合は、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

特記仕様書

1 自動販売機設置場所

所 在 地	施設名称・設置場所	貸付面積	設置台数
尾張旭市東大道町原田 2600番地1	尾張旭市役所・ 東玄関バスロータリー	各 2 m ² (幅 2 m × 奥行 1 m)	各 1 台

※詳細は、次ページの「設置場所案内図」を参照ください。

※自動販売機の設置場所は屋外です。

2 特記仕様

設置は、本市（総務部総務課）と協議のうえ、行うものとする。なお、営業開始日が令和8年4月1日以降の日となった場合においても、設置事業者は、貸付料の減免又は返還を求めるることはできない。

3 参考事項

設置場所は、主に来庁者、市営バス「あさぴー号」及び名古屋鉄道瀬戸線「尾張旭駅」の利用者が利用可能です。

「あさぴー号」の尾張旭市役所停の乗降者数（令和6年度実績）は、1日あたり約220人でした。

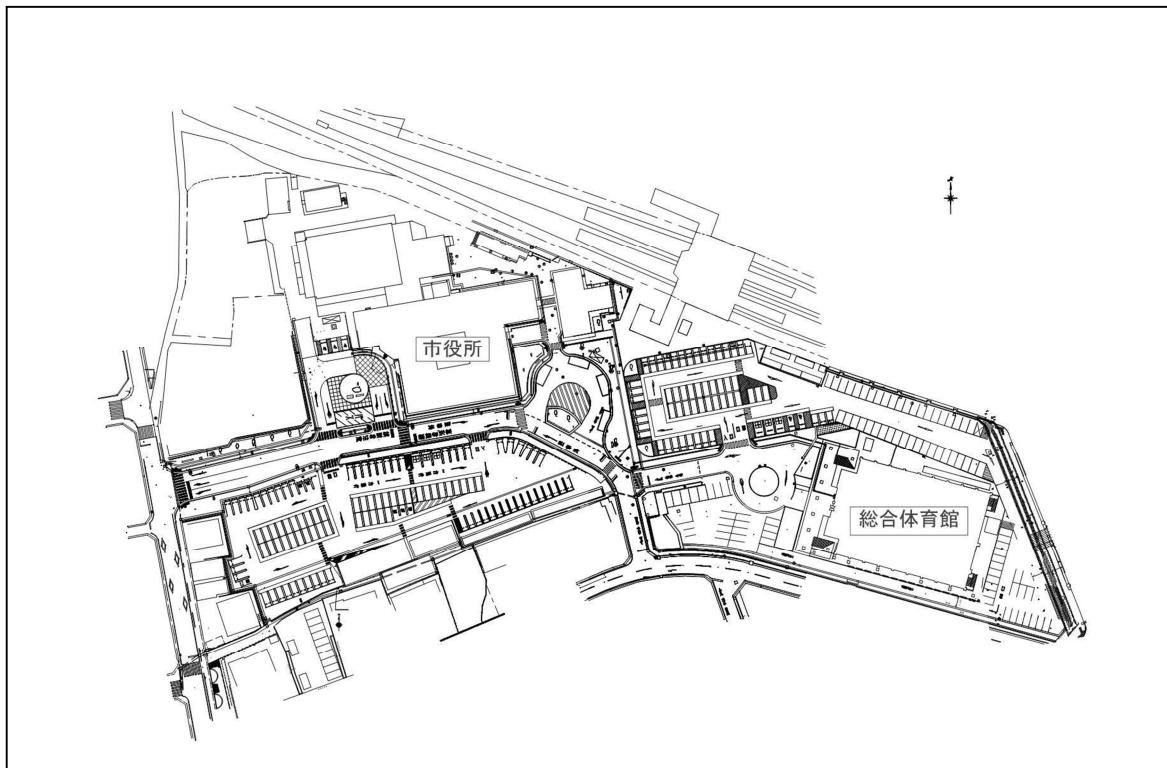
なお、記載内容はあくまでも参考であり、本市が、今後の自動販売機の売り上げや稼働率などを保証するものではありません。

現在契約している事業者の年間販売本数（令和6年度実績）は、庁舎寄りが8,734本、駅ロータリー寄りが10,807本です。

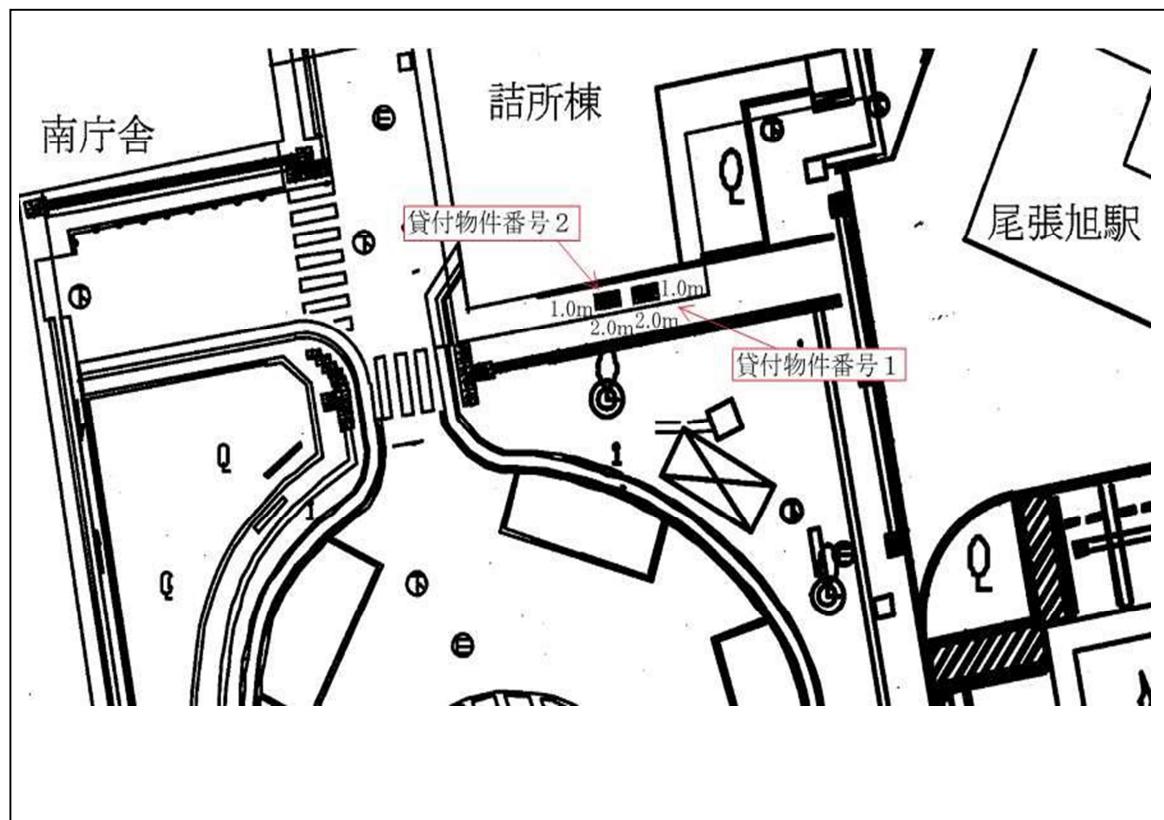
市役所の庁舎内には、地下1階にカップ式の飲料自動販売機（1台、販売価格90円～100円）、缶・瓶・ペットボトルの飲料等自動販売機（2台、販売価格90円～170円）及びパン・菓子の自動販売機（1台、販売価格170円）並びに南庁舎1階に缶・ペットボトルの飲料自動販売機（1台、販売価格140円～180円）が設置しており、市役所開庁時にはどなたでも購入することができます。

また3月中旬、市役所庁舎西側にコンビニエンスストアが開業予定になっております。

4 現地案内図



5 設置場所案内図





市有財産有償貸付契約書

貸付人 尾張旭市（以下「甲」という。）と借受人 <落札者名>（以下「乙」という。）
とは、次の条項により市有財産について有償貸付契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲、乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（貸付物件）

第2条 貸付物件は、次のとおりとする。

所在地	施設名称及び設置場所	設置台数	貸付面積
		1台	2 m ²

（用途の指定）

第3条 乙は、貸付物件を、「自動販売機の設置場所」の用途（以下「指定用途」という。）
に自ら使用しなければならない。

2 乙は、貸付物件を指定用途に供するに当たっては、別紙「共通仕様書（飲料・食品等）、
特記仕様書」の内容を遵守しなければならない。

（貸付期間）

第4条 貸付期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とする。

（契約更新等）

第5条 本契約は、前条に定める貸付期間満了時において、本契約の更新又は貸付期間の
延長は行わないものとする。

（貸付料）

第6条 貸付料は、次のとおりとする。

契約金額 金<落札価格×60か月>+消費税相当額円

（貸付料の支払）

第7条 乙は、前条に定める貸付料を、次に掲げるとおり、甲の発行する納入通知書によ
り納入しなければならない。

年 度	納 付 金 額	納 入 期 限
令和8年度	＜落札価格×12か月＞+消費税相当額円	令和8年4月末日
令和9年度	＜落札価格×12か月＞+消費税相当額円	令和9年4月末日
令和10年度	＜落札価格×12か月＞+消費税相当額円	令和10年4月末日
令和11年度	＜落札価格×12か月＞+消費税相当額円	令和11年4月末日
令和12年度	＜落札価格×12か月＞+消費税相当額円	令和12年4月末日

(延滞金)

第8条 乙は、前条に基づき、甲が定める納入期限までに貸付料を納入しなかったときは、延滞金を甲に支払わなければならない。

2 前項の規定による延滞金は、延滞日数に応じ未納部分相当額（1,000円未満の端数金額及び1,000円未満の金額は、切り捨てる。）に対し、年14.5パーセントの割合を乗じて算出した額とする。

3 前項の延滞金に100円未満の端数があるとき、又は延滞金が100円未満であるときは、その端数金額又はその延滞金は徴収しないものとする。

(充当の順序)

第9条 乙が貸付料及び延滞金を納入すべき場合において、乙が納入した金額が貸付料及び延滞金の合計額に満たないときは、延滞金から充当する。

(契約保証金)

第10条 契約保証金は、免除する。

(契約不適合責任)

第11条 乙は、引き渡された貸付物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであっても、甲に対して契約内容不適合を理由とする追完請求、貸付料減額請求、契約の解除、損害賠償請求等をすることができない。

(維持保全義務)

第12条 乙は、貸付物件を善良な管理者の注意をもって維持保全に努めなければならぬ。

2 乙は、貸付物件の全部又は一部が滅失又は毀損した場合は、直ちにその状況を報告しなければならない。

(維持補修)

第13条 甲は、貸付物件の維持補修の責を負わない。

2 貸付物件の維持補修その他の行為をするために支出する経費は、すべて乙の負担とする。

(権利譲渡等の禁止)

第14条 乙は、貸付物件を第三者に転貸し、又はこの契約によって生じる権利等を譲渡し、若しくはその権利等を担保にすることができない。

(実地調査等)

第15条 甲は、貸付物件について隨時使用状況及び販売状況を実地に調査し、乙に対し報告又は資料の提出を求めることができる。

2 甲は、乙が提出した報告に疑義のあるときは、自ら調査し、乙に対し詳細な報告を求め又は是正のために必要な措置を講ずることができるものとする。

3 乙は、正当な理由がなく報告の提出を怠たり、実地調査を拒み、妨げてはならない。

(違約金)

第16条 乙は、第4条に定める貸付期間中に、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、それぞれ当該各号に定める金額を違約金として、甲に支払わなければならない。

(1) 第3条及び第14条に定める義務に違反した場合 金<落札価格×36か月に相当する金額>円

(2) 第15条に定める義務に違反した場合 金<落札価格×12か月に相当する金額>円

2 前項に定める違約金は、第22条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

(契約の解除)

第17条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙が、この契約に定める義務を履行しないとき。

(2) 国、地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に供するため貸付物件を必要とするとき。

(3) 手形若しくは小切手が不渡りになったとき、又は銀行取引停止処分を受けたとき。

(4) 差押・仮差押・仮処分、競売・保全処分・滞納処分等の強制執行の申立てを受けたとき。

(5) 破産、特別清算、民事再生、会社更生等の申立てを受け、又は申立てをしたとき。

(6) 甲の信用を著しく失墜させる行為をしたとき。

(7) 乙の信用が著しく失墜したと甲が認めたとき。

(8) 主務官庁から営業禁止又は営業停止処分を受け、自ら廃止、解散等の決議をし、又

は事実上営業を停止したとき。

- (9) 資産、信用、組織、営業目的その他事業に重大な変動を生じ、又は合併を行うこと等により、甲が契約を継続しがたい事態になったと認めたとき。
- (10) 貸付物件及び貸付物件が所在する庁舎等の行政財産としての用途又は目的を乙が妨げると認めたとき。
- (11) 前各号に準ずる事由により、甲が契約を継続しがたいと認めたとき。

(談合その他不正行為に係る解除)

第18条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じても、甲は、その責を負わないものとする。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項（同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 公正取引委員会が、乙に独占的状態があったとして、独占禁止法第65条又は第67条の規定による審決（独占禁止法第67条第2項の規定による該当する事実がなかったと認められる場合の審決を除く。）を行い、当該審決が確定したとき（独占禁止法第77条第1項の規定により、当該審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。
 - (4) 乙が、公正取引委員会が乙に独占的状態があったとして行った審決に対し、独占禁止法第77条第1項の規定により当該審決の取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
 - (5) 乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
 - (6) 乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙が共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

(暴力団等排除に係る解除)

第19条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 法人等（法人又は法人以外の団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、法人以外の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。
- (2) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
- (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(原状回復)

第20条 乙は、第4条に定める貸付期間が満了したとき、又は前3条の規定により契約が解除されたときは、甲が指定する日までに貸付物件を原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲が原状に回復する必要がないと認めるときは、この限りでない。

(貸付料の返還)

第21条 甲は、第17条第2号の規定により、この契約が解除されたときは、既納の貸付料のうち、乙が貸付物件を甲に返還した日以降の未経過期間の貸付料を日割計算によ

り返還する。

(損害賠償)

第22条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 甲が第17条第2号の規定により、この契約を解除した場合において、乙に損害が生じたときは、甲にその補償を請求できるものとする。

3 乙は、甲の責めに帰する事由により自動販売機への電力の供給が停止され、販売品に損害が生じたときは、甲にその補償を請求できるものとする。

(有益費の請求権の放棄)

第23条 乙は、第4条に定める貸付期間が満了したとき、又は第17条から第19条までの規定により契約が解除されたときにおいて、貸付物件に投じた有益費、必要費及びその他の費用があってもこれを甲に請求することができない。

(契約の費用)

第24条 この契約の締結及び履行に関して必要な費用は、すべて乙の負担とする。

(疑義等の決定)

第25条 この契約に関して疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲、乙協議の上、これを定めるものとする。

(裁判管轄)

第26条 この契約に関する訴訟の提起等は、名古屋地方裁判所に行うものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

令和　　年　　月　　日

　　貸付人（甲） 尾張旭市東大道町原田2600番地1

　　尾張旭市

　　代表者 尾張旭市長 柴田 浩 印

　　借受人（乙）

印

入札に關する様式

1. 入札参加申込書
2. 許 約 書
3. 入 札 書
4. 委 任 状
5. 役 員 名 薄
6. 質 問 書
7. 回 答 書

入札参加申込書

令和 年 月 日

尾張旭市長 殿

(申込人) 住 所
氏 名 _____
(名称及び代表者名)

尾張旭市自動販売機設置事業者募集に係る入札に参加したいので、入札案内書を承知の上、申し込みます。

参加する物件 にレ印を記入 してください。	番号	施設名称	設置場所	種類
	1	尾張旭市役所	東玄関ロータリー (駅寄り)	
	2	尾張旭市役所	東玄関ロータリー (庁舎寄り)	飲料、食品等

注 お申込みの際には、この申込書のほかに次の書類が必要となります。

- ・誓約書
- ・過去3年以内に、自らが管理・運営する自動販売機（清涼飲料水等）を設置した実績のわかるもの。
- 【個人の場合】
 - ・住民票の写し又は外国人登録原票記載事項証明書
 - ・国税及び市民税に未納がないことの証明書
- 【法人の場合】
 - ・履歴事項全部証明書
 - ・国税及び市町村民税に未納がないことの証明書
 - ・役員名簿（別添のとおり）

※連名の場合は、連名者全員のそれぞれの書類が必要です。

担当者氏名 _____
電 話 _____
携 帯 _____

受付印

記載例

入札参加申込書

令和〇〇年〇月〇〇日

尾張旭市長 殿

個人の場合

尾張旭市東大道町〇〇番地〇
尾張 太郎

(申込人) 住 所

法人の場合

尾張旭市東大道町〇〇番地〇
尾張旭株式会社

＜連名で入札する場合＞
全員の住所又は氏名（名称及び代
表者名）の記入、押印が必要。

（名称及び代表者名） 代表取締役 尾張 一郎

者募集に係る入札に参加したいので、入札案内書を承知の

上、申し込みます。

参加する物件 にレ印を記入 してください	番号	施設名称	設置場所	種類
レ	1	尾張旭市役所	東玄関ロータリー (駅寄り)	飲料、食品等
レ	2	尾張旭市役所	東玄関ロータリー (庁舎寄り)	

注 お申込みの際には、この申込書のほかに次の書類が必要となります。

- ・誓約書
- ・過去3年以内に、自らが管理・運営する自動販売機（清涼飲料水等）を設置した実績のわかるもの。
- 【個人の場合】
 - ・住民票の写し又は外国人登録原票記載事項証明書
 - ・国税及び市民税に未納がないことの証明書
- 【法人の場合】
 - ・履歴事項全部証明書
 - ・国税及び市町村民税に未納がないことの証明書
 - ・役員名簿（別添のとおり）

※連名の場合は、連名者全員のそれぞれの書類が必要です。

担当者氏名

尾張 三郎

電 話

〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

携 帯

〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

受付印

誓 約 書

令和 年 月 日

尾張旭市長 殿

氏 名 _____
(名称及び代表者名)

下記事項について誓約いたします。

これらが、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記

- 1 現在、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しておりません。
- 2 現在、会社更生法第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てはされておりません。
- 3 個人の場合
暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員の利益となる活動を行う者ではありません。

法人の場合

役員が、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員の利益となる活動を行う者ではありません。

※連名の場合は、連名者すべてのかたの誓約書が必要になります。

記載例

誓 約 書

令和〇〇年〇月〇〇日

尾張旭市長 殿

個人の場合

尾張 太郎

法人の場合
(名称及び代表者名)

尾張旭株式会社
代表取締役 尾張 一郎

下記事項について誓約いたします。

これらが、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記

- 1 現在、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しておりません。
- 2 現在、会社更生法第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てはされておりません。
- 3 個人の場合
暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員の利益となる活動を行う者ではありません。

法人の場合

役員が、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員の利益となる活動を行う者ではありません。

※連名の場合は、連名者すべてのかたの誓約書が必要になります。

入札書

令和 年 月 日

尾張旭市長 殿

(入札者) 住 所

氏名 _____ 印
(名称及び代表者名)

(代理人) 住 所

氏名 _____ 印
(名称及び代表者名)

尾張旭市自動販売機設置事業者募集において、下記のとおり入札します。

記

番号	施設名称			設置場所		種類		台数	貸付面積
								1	2 m ²
入札金額 (月間)		百万	拾万	万	千	百	拾	壱	円

- 注 1 金額の数字は算用数字を用い、金額の頭に「¥」マークを記入してください。
2 金額の訂正はできません。
3 記載する金額は、月額の貸付希望額（税抜）を記入してください。

入札書

令和 年 月 日

尾張旭市長 殿

(入札者)

個人の場合

尾張旭市東大道町〇〇番地〇

尾張 太郎

尾張

法人の場合

尾張旭市東大道町〇〇番地〇

尾張旭株式会社

代表取締役 尾張 一郎

者代表印

(名称及び代表者名)

(代理 人)

住 所

尾張旭市東大道町〇〇〇番地〇

東海

氏 名

東海 次郎

(名称及び代表者名)

<連名で入札する場合>

全員の住所又は氏名(名称及び
代表者名)の記入、押印が必要。

尾張旭市自動販売機設置事業者募集において、下記のとおり入札します。

記

番号	施設名称		設置場所		種類		台数	貸付面積	
1	尾張旭市役所		東玄関ロータリー(駅寄り)		飲料		1	2 m ²	
入札金額 (月間)		百万	拾万	万	千	百	拾	壱	
									円

注1 金額の数字は算用数字を用い、金額の頭に「¥」マークを記入してください。

2 金額の訂正はできません。

3 記載する金額は、月額の貸付希望額(税抜)を記入してください。

委 任 状

(代理人) 住 所
氏 名 _____

(名称及び代表者名)

電 話 () _____
携 帯 () _____

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

令和8年3月5日実施の尾張旭市自動販売機設置事業者募集に係る入札に関する一切の
権限

委任する 物件番号	
--------------	--

令和 年 月 日

尾張旭市長 殿

(委任者) 住 所
氏 名 _____
(名称及び代表者名)

記載例

委任状

(代理人) 住 所
氏 名

尾張旭市東大道町〇〇〇番地〇
東海 次郎

(名称及び代表者名)

電 話 (〇〇〇〇) 〇〇 - 〇〇〇〇
携 帯 (〇〇〇〇) 〇〇 - 〇〇〇〇

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

令和8年3月5日実施の尾張旭市自動販売機設置事業者募集に係る入札に関する一切の
権限

委任する 物件番号	1、2
--------------	-----

令和〇〇年〇〇月〇〇日

尾張旭市長 殿

個人の場合

尾張旭市東大道町〇〇番地〇
尾張 太郎

(委任者) 法人の場合

氏 名

(名称及び代表者名)

尾張旭市東大道町〇〇番地〇
尾張旭株式会社
代表取締役 尾張 一郎

役員名簿

名称				
所在地				
役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日	性別	住所
	()	M・T・S・H ・・		
	()	M・T・S・H ・・		
	()	M・T・S・H ・・		
	()	M・T・S・H ・・		
	()	M・T・S・H ・・		
	()	M・T・S・H ・・		
	()	M・T・S・H ・・		
	()	M・T・S・H ・・		
	()	M・T・S・H ・・		
	()	M・T・S・H ・・		
	()	M・T・S・H ・・		

※ 法人の役員について記載すること。

記載例

役員名簿

名称	○○○ 株式会社			
所在地	愛知県尾張旭市東大道町○○番地○			
役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日	性別	住所
代表取締役	(オワリ イチロウ) 尾張 一郎	M・T・S・H 25・7・8	男	尾張旭市東大道町○○番地○
取締役	(オワリ ハナコ) 尾張 花子	M・T・S・H 23・9・7	女	尾張旭市東大道町○○番地○
取締役	(トウカイ ジロウ) 東海 次郎	M・T・S・H 33・6・26	男	尾張旭市東大道町○○番地○
監査役	(アサヒ サブロウ) 旭 三郎	M・T・S・H 44・9・18	男	尾張旭市東大道町○○番地○
	()	M・T・S・H ・・		
	()	M・T・S・H ・・		
	()	M・T・S・H ・・		
	()	M・T・S・H ・・		
	()	M・T・S・H ・・		
	()	M・T・S・H ・・		
	()	M・T・S・H ・・		
	()	M・T・S・H ・・		

↑
代表役員については、
法人登記簿(履歴事項
証明書)に記載の代表
者住所を記載し、その
他の役員については、
現住所を記載すること。

※ 法人の役員について記載すること。

令和 年 月 日

質問書

尾張旭市長 殿

住 所
(所在地)
氏 名
(名称及び代表者名)

尾張旭市自動販売機設置事業者募集に係る入札について、下記のとおり質問します。

記

- 質問事項（複数の質問事項がある場合は、適宜別紙を使用すること）

令和 年 月 日

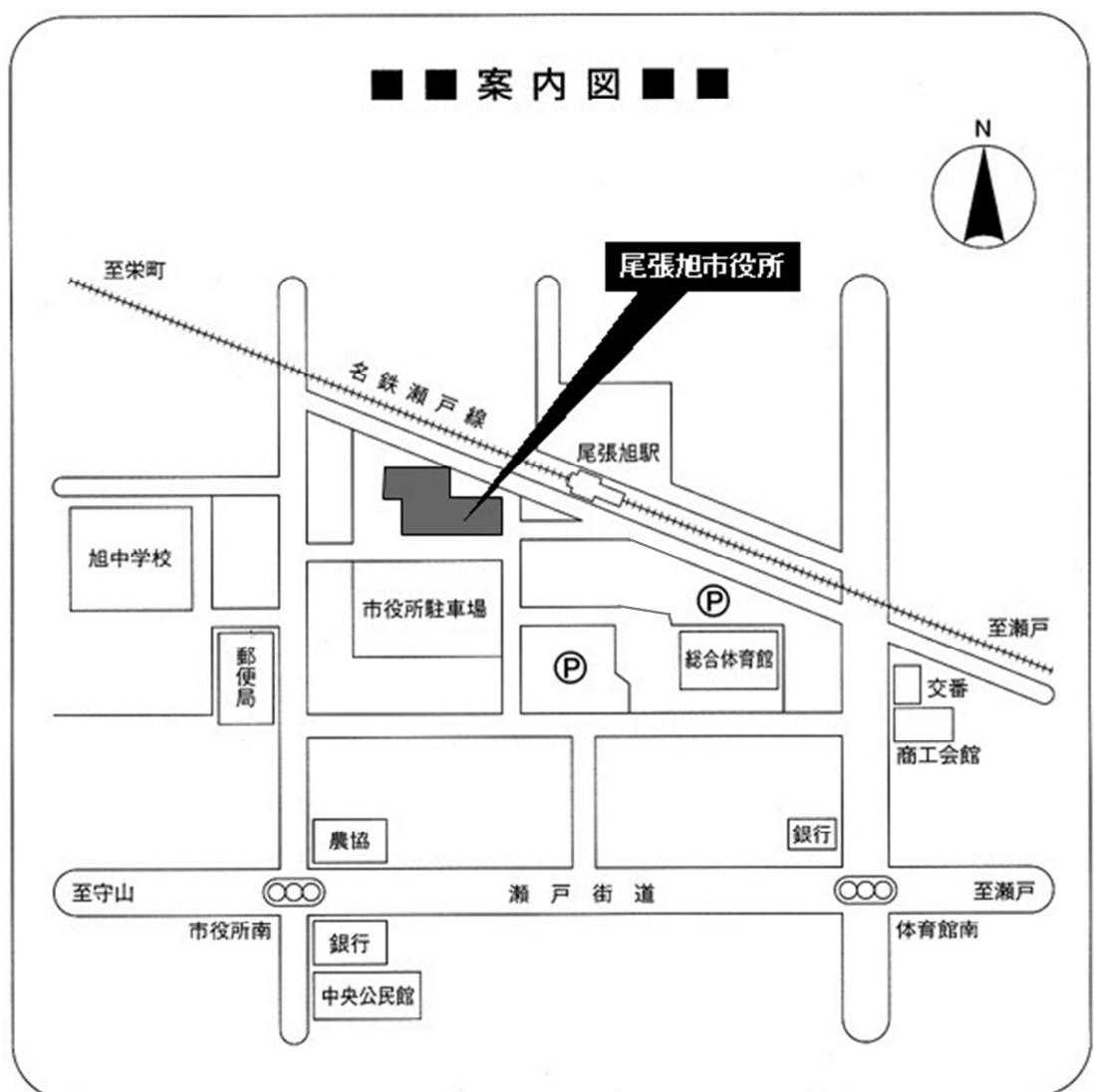
回 答 書

尾張旭市自動販売機設置事業者募集に係る入札について質問の回答は、下記のとおりです。

記

質疑 No.	ページ No.	質問事項	回 答
1			

■ ■ 案 内 図 ■ ■



- ◆ 公共交通機関をご利用の場合
名鉄瀬戸線「尾張旭」駅下車 徒歩 約1分



お問合せは

〒488-8666

尾張旭市東大道町原田 2600 番地 1

尾張旭市役所 北庁舎 2階 総務部 総務課 行政係

電子メールアドレス soumu@city.owariasahi.lg.jp

ホームページ <https://www.city.owariasahi.lg.jp/>

電話 0561-76-8111 (直通)